

平成 23 年度農林水産関連税制改正要望の主要事項について

- 1) 平成 23 年度税制改正要望については、平成 22 年度税制改正大綱で示された「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に基づき、
 - ① 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - ② 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - ③ 補助金等の政策手段と比して「相当性」が認められるかの見直しの指針に照らして厳格な見直しを行った。
- 2) その結果、22 年度末に期限が到来する 49 件（主管 29 件、共管 20 件）のうち、19 件（主管 12 件、共管 7 件）については見直し（廃止）することとし、残りの 30 件（主管 17 件、共管 13 件）について存続の必要性が認められるものとして、延長を要望する。
また、期限のない 2 件（主管）についても見直し（廃止）することとした。
- 3) 「新成長戦略」や「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、緊要性が認められるものに絞って、その推進に必要な新たな措置 17 件（主管 8 件、共管 9 件）についても要望する。

1 適用期限の延長等

- 1 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例制度（交付金等を準備金として積み立てた場合及び同準備金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入）の 2 年延長等（所得税・法人税）
- 2 農林漁業用輸入 A 重油の免税措置及び同国産 A 重油の還付措置（1 KL 当たり 2,040 円）の 2 年延長（石油石炭税）
- 3 肉用牛売却所得の課税の特例措置（市場等を通じて、肉用牛を 100 万円未満で売却（2,000 頭以内）した場合の免税措置）の 3 年延長（①所得税・法人税、②住民税）
- 4 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度（30%）の 2 年延長（所得税・法人税）
- 5 山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の 2 年延長（所得税）

等

2 新規要望

- 1 口蹄疫対策特別措置法等に係る特例措置の創設（①所得税・法人税、②住民税）
- 2 林業経営の継続等を確保するための相続等に係る税制上の措置（相続税・贈与税）
- 3 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に係る特例措置の創設（①登録免許税、②不動産取得税 等）
- 4 卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特例措置の創設（①所得税・法人税、②固定資産税）
- 5 独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加(所得税・法人税)
- 6 地球温暖化対策を推進するための税制度の創設に伴う措置
【環境省共管】
（ ・ 地球温暖化対策推進のための税制上の措置について、既存の税制との関係等に考慮し、講ずること。
・ その税収の使途として、農山漁村における再生可能エネルギー対策や、森林吸収源対策等を位置づけること。 ）

等

3 見直し（廃止）

- 1 次の特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得等の課税の特例措置（所得税・法人税）
 - （1）市街化区域等の内外への林業用資産
 - （2）卸売市場の誘致区域の内外の資産
 - （3）農用地区域の内外の資産
 - （4）土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域の内外の資産
 - （5）農村地域における工業等導入地区の内外の資産
- 2 贈与税納税猶予の適用農地等を特定農業生産法人に使用貸借した場合の次の特例措置
 - （1）納税猶予の継続（贈与税）
 - （2）徴収猶予の継続（不動産取得税）

- 3 農地法に基づく次の特例措置
 - (1) 特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減 (2. 0%→0. 8%) (登録免許税)
 - (2) 特定農業法人が遊休農地等を取得した場合の課税標準の軽減 (取得価格の3分の1控除) (不動産取得税)
- 4 卸売市場法に基づく次の軽減措置 (登録免許税)
 - (1) 勧告等によってする登記の税率の軽減 (0. 7%→0. 5%等)
 - (2) 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減 (2. 0%→0. 4%)
- 5 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置 (入会権の持分相当額を減額) (不動産取得税)
- 6 農地法に基づき買収された場合の次の特例措置 (所得税・法人税)
 - (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (譲渡がなかったものとみなす等)
 - (2) 収用換地等の場合の譲渡所得等の特別控除 (譲渡所得から5, 000万円を特別控除)

等